

有料道路の障害者割引 制度が変わりました

これまでは手帳を持っている対象者1人につき、事前登録した自家用車1台のみが割引の対象でしたが、事前登録がない自動車でも割引が適用されるようになりました。

また、ETCの登録や変更などを行う場合に限り、オンラインで申請ができるようになりました。

●事前登録がない自動車でも割引が適用される例

◇自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを利用する場合

◇重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合 など

●割引の利用方法

初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要で、すでに本割引を利用中の人（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。

※必要書類や利用までの流れなど、詳しくは「NEXCO西日本」または「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請」のホームページを確認してください。



制度の案内



オンライン申請

●問い合わせ先

◇制度の案内

NEXCO西日本お客さまセンター
☎0120(924)863

◇申請先

福祉サービス課障がい福祉担当
☎(580)1852
☎(573)8083

在外選挙制度

海外から日本に、あなたの一票を

外国に住んでいる人の一票が国政に生かされる、それが「在外選挙」です。家族・友人などで資格のある人がいれば知らせてください。

●登録資格

次の全てに当てはまる人
◇18歳以上
◇日本国籍を持っている
◇公民権を停止されていない

●出国時申請の場合

◇国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている

●在外公館申請の場合

◇住所を管轄する在外公館の管轄

区域内に引き続き3カ月以上住んでいる

●申請方法

次のいずれかの方法
◇国外転出時に市区町村の窓口で申請（出国時申請）

※申請できる期間は、転出届出日から転出予定日まで

◇在外公館で申請

●投票できる選挙

◇衆議院・参議院の議員選挙
◇最高裁判所裁判官の国民審査

●投票方法

◇在外公館投票（大使館や総領事館で投票）

◇郵便投票（登録されている市町村の選挙管理委員会に郵送）

◇日本国内での投票（一時帰国したときなどに、国内の投票制度を利用）

◇在外選挙人証 国内の最終住所地（平成6年5月1日以降に国内に住所を有したことがない人は本籍地）の選挙管理委員会から交付

●問い合わせ先

市選挙管理委員会
☎(580)1957

市人権・同和教育研究協議会 （市同研）会員募集

市同研では、学校・地域・行政が一体となって、人権・同和教育の解消に向け、研修会開催や文集発行などの啓発活動を行っています。身近な人権問題に気付き、考え、自ら行動することが、一人一人が尊重される人権社会の実現につながります。市同研会員の輪を広げ、みんなで大輪の人権の花を咲かせましょう。

●年会費

◇市民部会（市民・企業・団体）
800円

◇学校部会（市小中学校教職員）
1300円

◇行政部会（市職員）
1300円

●申込方法

申込用紙（ホームページでダウンロードまたは申込先で配付）に年会費を添えて提出

●申込先

◇市民部会・行政部会
人権男女共同参画課

☎(580)1840

◇学校部会

教育支援課
☎(580)1877

●問い合わせ先

市同研事務局（教育振興課内）
☎(580)1991

